

第 35 号議案

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正  
について

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員並びに市長及び副市長の給与改定の状況等に鑑み、教育長の給与について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「」とする」とあるのは「」と、豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 号）附則第 2 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする」とする。